

いじめ防止基本方針

石川県立大聖寺高等学校

1 いじめの定義

「いじめ」とは、「当該生徒に対して、一定の人的関係のある生徒が行う、心理的、物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものを含む)であって、当該行為の対象となった生徒が心身の苦痛を感じているもの。」とする

個々の行為が「いじめ」にあたるか否かの判断は、表面的・形式的にすることなく、いじめられた生徒の立場に立つことが必要である。

具体的ないじめの態様

- ・ 冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
- ・ 仲間外れ、集団による無視をされる
- ・ 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
- ・ 金品をたかられる
- ・ 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
- ・ 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたりさせられたりする
- ・ パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる 等

これらの「いじめ」の中には、犯罪行為として取り扱われるべきと認められ、早期に警察に相談することが重要なものや、生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるような、直ちに警察に通報することが必要なものが含まれる。これらについては、教育的配慮や被害者の意向への配慮のうえで、早期に警察に相談・通報の上、警察と連携した対応を取ることが必要である。

2 いじめの問題への基本姿勢

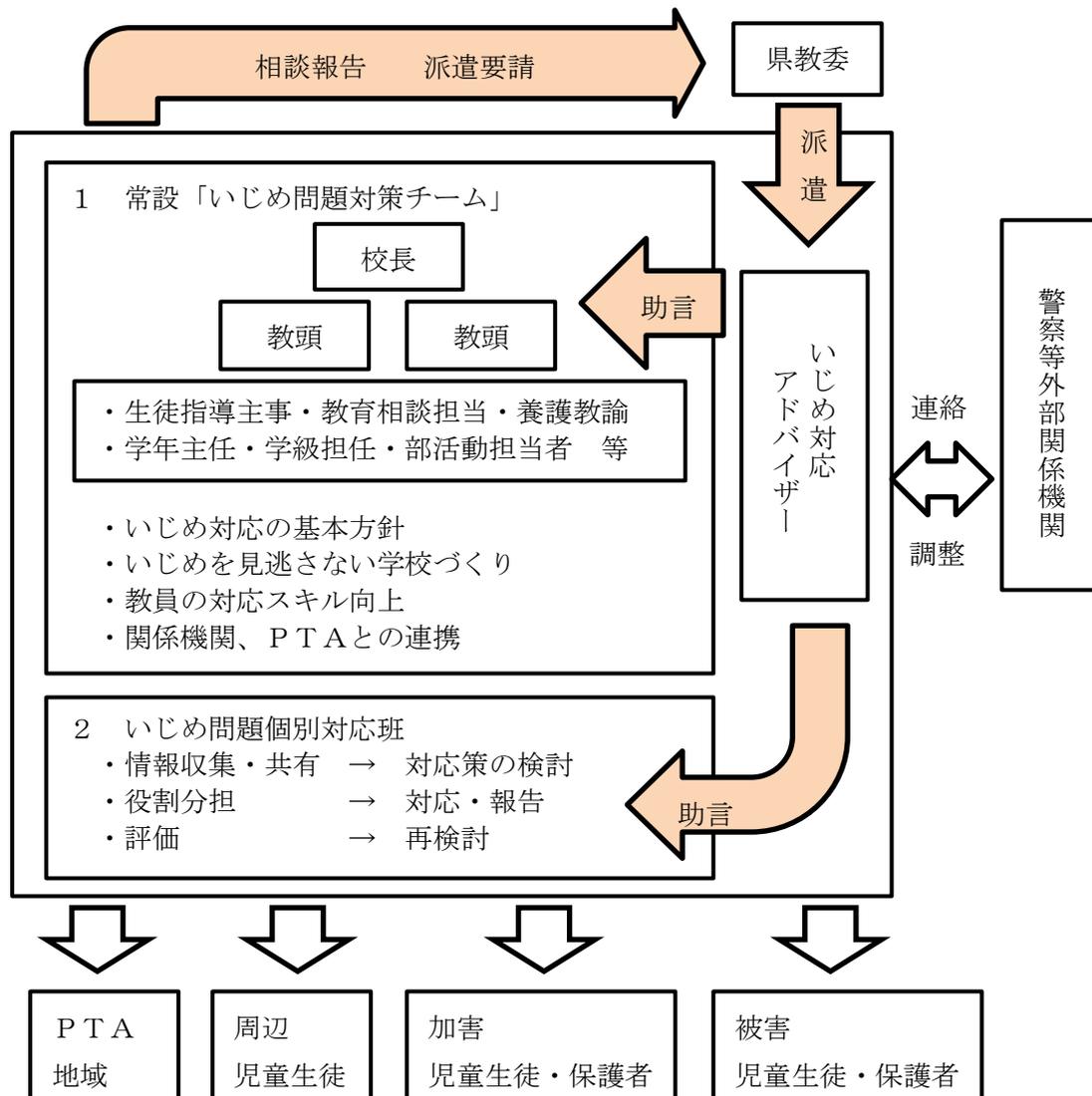
- (1) いじめは、「どの学校でも、どの子にも起こり得る」「いじめを見逃さない」という意識を、全職員が十分認識する。
 - ・ 日頃から、生徒が発信するサインを見逃さないようにして、いじめの早期発見に努める。
- (2) 「いじめは人間として絶対に許されない」という意識を、学校教育全体を通じて、生徒一人一人に徹底する。
 - ・ 道徳教育・人権教育を充実し、生徒の規範意識を高める。
 - ・ いじめられている生徒については、学校が徹底して守り通すという姿勢を日頃から生徒や保護者に対して示す。
 - ・ いじめる生徒に対しては、出席停止等の措置も含め、毅然とした指導が必要である。
- (3) 児童生徒一人一人を大切にする意識や、日常的な態度が重要であることを教職員自身が認識する。

- ・教職員の言動が、生徒に大きな影響力を持つことを十分認識し、いやしくも、教職員自身が児童生徒を傷つけたり、他の生徒によるいじめを助長したりすることがないようにすることが必要である。
- (4) いじめが解決したとみられる場合でも、教職員の気づかないところで、陰湿ないじめが続いていることも少なくないことを認識する。
 - ・一場面での指導により解決したと即断することなく、継続して十分な注意を払い、折りに触れて必要な指導を行う。
 - (5) 必要に応じてきめ細やかな実態把握に努め、情報を全職員で共有する。
 - ・児童生徒が発するサインを見逃さないよう、全教職員の共通理解のもと、迅速に対応する。
 - (6) いじめ防止に向けた取り組みの年間計画を作成する。

3 いじめ発見のポイント例

- (1) 朝ガイダンス
 - ・遅刻・欠席が増える。
 - ・表情がさえず、うつむきがちになる。
- (2) 授業の開始時
 - ・用具、机、椅子等が散乱している。
 - ・忘れ物が多くなる。
- (3) 授業中
 - ・発言に対し、しらげや嘲笑がみられる。
 - ・保健室によく行くようになる。
- (4) 休み時間
 - ・一人でいることが多い。
 - ・用もないのに職員室等に来る。
- (5) 昼食時間
 - ・グループで食べるとき、席を離している。
 - ・一人で食べていることが多い。
- (6) 清掃時
 - ・最後まで一人でする。
 - ・特定の生徒の椅子や机がぼつんと残る。
- (7) 放課後
 - ・急いで一人で帰宅する。
 - ・部活動に参加しなくなる。

4 いじめ問題に特化した校長をトップとするチームでの対応



いじめを認知した場合は、速やかに石川県教育委員会に報告する

5 いじめの未然防止

- (1) 生徒会活動の生活委員会が「いじめ防止スローガン」を掲げて教室に掲示し生徒への意識付けを行う。
- (2) いじめアンケートを7月、12月、2月の各学期1回行う。いじめありとの回答については速やかに担当が面談を行い、合わせて生徒指導課が事実確認も行う。
- (3) 風通しのよい学校づくりとして、やすらぎ加賀との連携を密に情報を共有することや家庭や地域住民からの情報提供については速やかに担当者への連絡および対応する体制を構築する。
- (4) ホームルームや総合的な探究の時間、部活動を通し、互いを尊重し合う大切さを学習する。
- (5) いじめ対応アドバイザーによる校内研修会を行う。
- (6) ネットいじめの防止として、携帯安全教室や非行防止教室を行い、いじめは犯罪行

為であることを再確認する。

ネットいじめ相談に対しては担任・教育相談・生徒指導課が被害生徒の立場に立った速やかな対応を行う。

(7) P D C Aサイクルを向上させることによっていじめの未然防止に役立てる。

6 教育相談体制のあり方

(1) 管理職、担任、生徒指導課、保健指導課、教育相談課が参加した気になる生徒対象の情報交換会を5月、7月、10月、12月、2月の年間5回行う。

(2) 必要に応じて情報交換会を開く。

7 いじめ防止等の年間計画

4月	保護者への説明、新入生オリエンテーション、構成的グループエンカウンター 携帯安全教室
5月	学校公開、教育相談委員会、生徒面談
6月	非行防止教室、いじめアドバイザーによる校内研修
7月	アンケート、教育相談委員会、球技大会
8月	
9月	聖高祭
10月	健康メディアアンケート、校内教育相談研修会
11月	学校公開、人権講話
12月	アンケート、教育相談委員会
1月	生徒面談
2月	アンケート、教育相談委員会
3月	球技大会、新入生保護者への説明

8 主な相談機関の案内

- ・24時間いじめ相談テレフォン

076-298-1699

- ・石川県こころの健康センター（月～金 8:30～17:15）

076-238-5761

- ・石川県家庭教育電話相談（月～土 9:00～17:00）

076-263-1188

- ・加賀市こころの電話（月～金 9:00～20:30）

0761-73-0117

- ・小立野青少年相談室（金沢少年鑑別所内）（月～金 9:00～16:00）

076-231-1603

- ・いじめ110番（少年サポートセンター 24時間）

0120-617-867